

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法 令 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第9条、第9条の2、第10条、第11条
処 分 の 概 要	支給の制限
法 令 の 定 め	<p>第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>第9条の2 手当は、受給資格者（前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年7月までは、支給しない。</p> <p>第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年7月までは、支給しない。</p>
処 分 基 準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。
処 分 担 当 課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号: 011-204-6328)
備 考	(公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)